

# とううん

NO.5 2021年 8月 23日  
J R 東海 労働 東京運輸所分会  
責任者 今 城 敬 一  
編 集 教 宣 部

# 東京運輸所分会職場要求 (2021)

職場要求 **働きやすい、働きがいのある職場・環境のために！**

## I. 業務・安全等に関する事項

- 運転士の体調異常に対応するため、運転免許を持った車掌を1人以上乗せること。
- 制服の着替える時間を労働時間にする。
- 規程類の訂正は業務であるため、訓練時間の中で行うこと。また、時間が確保できない場合は、訂正に要した時間を2項超勤とすること。
- 訓練の待ち時間は2項超勤とすること。
- 東京第一運輸所大井派出当直による運転整備確認は止めること。
- 東京駅折り返し清掃列車における座席汚損の交換作業は SMT が行うこと。
- 社員証利用のすべての出入り口のカードリーダーは、社員証の紛失と破損防止のため非接触型にすること。
- 新大阪駅の21、22番線東京方ホームの出入り扉の電気式テンキーは日光の日差しで見えないので改善すること。
- 専任社員は運転士業務あるいは車掌業務だけにすること。
- 東京駅第8ホームの乗務員詰所と新横浜駅には年間を通じて飲料水を用意すること。また、おしぼりを冷蔵庫に常備すること。
- 運行中の安全確保および異常時の迅速対応を考えて、車掌を3人乗務にすること。
- 運転士と車掌はクルーとして乗務を指定しているが、運転士だけが車掌とは別に入出庫を行っている。同一クルーとして泊地を同じにすること。
- 名古屋車両所・三島車両所・東京第一車両所の電留線の安全通路と昇降台付近の雑草を定期的に刈り取ること。
- 業務用携帯のイヤホンは、コードが邪魔で引っかかるなどの危険性があるためワイヤレスタイプにすること。
- 車内搭載の時刻表は車掌が乗り込む乗務員室に搭載すること。
- N700系車両のトイレ内の連絡ブザーの表示を「SOS」に変更し、外国人旅客が間違えて扱わないように対策すること。
- 運転台で業務用携帯電話を充電できるようにすること。
- 全ての停止位置目標が見つらいので早急に点検し改善すること。
- AB 回しでエンド交換する場合は12分以上を確保すること。
- ダイヤ改正以降、運転士の出先地での休養時間が少ないので十分な時間を確保すること
- 指導科訓練と営業科訓練の内容が、時々重複している部分があるので、精査し訓練時間を短縮すること。

## II. 勤務等に関する事項

- 申請された年休は全て付与すること。また、そのために適正な要員を確保・配置すること。
- 乗務員は年間でも8ヶ月予備月があり生活設計にも大きな影響を受けている。従って予備月の休日は前月の10日に発表すること。
- T(後部車掌)・B(運転士)・S(車掌巡回)と、日替わりで変わるような勤務指定行路は止めること。
- 異常時、計画運休等会社の要請で早く出勤した場合は、その出勤した時間から所定出勤時間まで超勤扱いにすること。
- 検温とアル検は、各1分ずつ労働時間とすること。

## III. 制服等に関する事項

- 制服のクリーニングは、回数に制限を設けないこと。また受付から受取りまでの期間を短くすること。
- 新幹線乗務員の夏制服はノーネクタイにすること。
- 夏制服のクリーニング代を支給すること。

## IV. 職場環境等に関する事項

- 各所寢室のスリッパを定期的に交換すること。
- 三島車両所の男性用浴室に下駄箱を設置すること。
- 寢室のシーツと、掛布団カバーのセットは会社が行うこと
- 名古屋駅乗務員詰所の全てのテレビの映りを良くし、災害時の情報収集に活用できるようにすること。
- 各宿泊施設に用意されている浴衣が色褪せて古くなったものがあるので交換すること。また浴衣のサイズ別(大・中・小)がわかるようにすること。
- 出先点呼前のアルコール検査は、食事時間に鑑み出場点呼30分前からアルコール検査が出来るようにすること。
- 東京第二運輸所の浴室にある椅子は、高さが高い物と低い物の二種類あるがいずれも使用しづらい。適切な高さの椅子に変えること。
- 新横浜駅寢室のエアコンは個別にすること。
- 全職場の自販機の商品価格を安くすること。
- 大阪の運輸所入口に警備員を配置しているのなら、社員証をカードリーダーに通すのをやめるようにすること。
- 東京第二運輸所の風呂場の洗い場を増やすこと。
- 自所待機室の椅子を他所と同様に、体の負担を考慮しソファシートに変更すること。
- 東京第二運輸所の流し台に、大阪運輸所同様の電気ポットをおくこと。
- 各運輸所・車両所に冷水器を設置すること。
- 東京第二運輸所のクルーミーティング用テーブル近辺で行っている表彰はクルーミーティングの妨げになるので別室で行うこと。

## V. その他の事項

- シーパップを使用している運転士が出先で睡眠をとる場合は、睡眠時間5時間以上を確保した行路を指定すること。
- シーパップ使用の基準を月70%にすること。また、業務のためであるのでシーパップ使用費用(約5000円)は会社負担とすること。
- シーパップ使用者は年に一回産業医面談を受けている。事前にシーパップ使用状況の履歴(医者が発行する書面)を提出することで面談はやめること。また、シーパップ産業医面談について産業医は「面談は制度である」と言っている。制度という場合は労働時間とすること。
- シーパップ使用者について、運転士業務の泊地で停電があるときは泊地変更をしている。車掌業

務でも同様に泊地変更をすること。

#### VI. 新型コロナ感染予防対策に関する事項

- 出勤点呼の時に体温測定を当直で行っているが、玄関から更衣室に行き制服に着替え出勤まで職場内を移動することになる。感染予防の検温なら庁舎入口でおこなうこと。
- 浜松運輸区の乗泊の浴衣の帯は寝室にあり使い回しである。毎回洗濯すること。
- 検温で37.5度以上の場合、誤動作を考慮し再度接触型の体温計で測ること。
- 行路票・携帯端末・業務用携帯電話等共用のもの全てを、毎行路ごとに消毒すること。
- 37.5度以上で乗務不可の場合、会社の責任で病院を指定し、PCR 検査をさせること。
- 37.5度以上で乗務不可の場合及び、検査で陽性となった場合の勤務認証は、日勤(自宅)とすること。
- 専任社員が治療のため3か月以上休んだ場合でも、解雇しないこと。

#### VII.

##### 1、軽快なジャンパーを要求

近年、異常気象のためか、毎年大雨による日が多い、また、日によって寒暖の差があり、夏場の制服では、寒い日また突然の雨によって濡れることも多く、今現在支給されているカップでは、夏場は大変蒸す暑い。多少は寒さ雨も凌げるような、軽快なジャンパーのような上着を要求します。

##### 2、傘の常備要求

B113行路の品川引上げの行路は、突然の雨などの対応に、引上げ線の通路の歩行時傘を常備して欲しい。

##### 3、座布団交換の取扱いの変更、他の業者に依頼

コロナ禍の中、感染者が爆発的に拡大している。そのためか、職場においても感染者が出ている状況である。新幹線の座布団交換時、夏場のせいか座布団の水のような汚れが多く、それは人の汗による汚れのようで、ペーパータオルによる拭き取りや拭き取りの確認のために、素手で触って確認していますが、コロナ感染リスクが非常に高いので、座布団交換を取扱い方、また、他の業者に依頼するなど感染防止のために早急に対応して欲しい。

##### 4、事故・災害時などの時の食事の確保の徹底

事故・災害時によって職場、車両所に待機されている場合、食堂が終わっている時、自動販売機には食事的なものがないことが多くあり、睡眠不足や長時間等のため体力が消耗しています。乗務に大変影響を及ぼします。そのため、しっかりと食事をとることが重要です。特に、車両所に行った場合、食事を取ることが大変難しい、自販機には何もありません、運行最優先なのかもしれませんが、会社は乗務員の食事の確保をするべきである。

##### 5、事故・災害時の運行情報のモニター装置の確保

待機場所に、新幹線の運行状況、遅延状況等のモニターが少ない、また、モニター画面が大きい装置に、待機している乗務員がホームに出場する場合こまめに見る必要があります。モニター装置を確認しやすい場所に増やすべきである。ホーム出場時の遅延防止の観点からも重要である。

##### 6、短回行路のサブバック使用について

近年、夏場の気温が非常に高く、また、大雨も多く、熱中症にも気をつけなければなりません。傘・飲料水・着替え等もあり、胴乱は大変重く特に女性には体力を消耗します。短回行路は何度も繰り返します。s 巡回行路時の巡回から短回行路への変更の場合も同様です。体調管理や安全確保のためにもサブバックを使用するなど、軽いバックに変えていく必要がある。

- 7、コロナ禍の中、感染防止の観点から制服の洗濯回数を増す  
コロナ感染防止のためにも制服に付着している可能性もあり、こまめに洗濯をする必要がある。
- 8、東一輪の管理者が腕組みするポスターの撤去  
何のためのポスターなのか、社員を権力によって従わせるためか。パワハラではないか。直に撤去すべきである。意味がわからないし、威圧・権力による弾圧のためか？直ちに撤去すべきである。
- 9、増収の提案が必要であるなら、リニア建設は中止すべきである。

以上

**会社は、働きやすい職場環境作りのためにも社員の声を聞き、その声に答えるべきである！**